

構造レビュー

1. 構造レビューとは

米国等では、プロジェクト・ピアレビューと言われていますが、全てのプロジェクトを対象とするものではなく、より設計の質を高め、安全性を確実にする必要があると考えられるプロジェクトについて、実績と経験の豊かな専門家が、中立的な立場で設計内容をレビューし、必要な助言、勧告を行うものです。ピアレビューの英語は peer reviewで、peerは同僚、仲間、同等の者等の意味です。JSCA内から選ばれた経験豊富な構造専門家が、設計内容をレビューし、必要な助言や提言をする事により、その設計の信頼度を高め、急速に進歩する建築構造技術等に対応いたします。

2. 構造レビューの概要

JSCA構造レビューは構造レビュー委員会が担当して実施します。レビュー担当者は、委員会が会員のうちから、特にその問題の内容を勘案して選任した適任者と委員会の委員、計2～3名で構成します。委員会は担当者からレビュー結果の報告を受け、審議した後、報告書を申込者に提出します。

対象建築物は日本に建つものであればどのような建築物でもかまいませんが、受け付けるか否かは構造レビュー委員会で決めさせていただきます。委員会は誠心誠意レビューしますが、設計責任は設計者に帰属するものとします。

3. 構造レビューが対象とする案件

日本全国の案件を対象とし、原則としてJSCA会員が関与されたものに限りませんが、それ以外の建物についても受け付けます。主として、次のようなものが対象となりますが、とくに助言等を期待される内容・事項について、あらかじめ十分相談させていただきます。

【新築建築物】

- ・重要な建築物のため第三者機関のレビューを受けて、より安全を確実にしたいもの
- ・開発的な新しい設計のもの
- ・確認申請の窓口で構造設計の説明に手間取るもの
- ・その他、構造設計に関すること

【既存建築物】

本来は新築建築物を対象とていますが、以下に示すような既存建築物についても対象とします。

昭和56年6月1日施行の建築基準法改正以降の規定に基づいて建築された建築物で、

- ・構造計算書等(たとえば意匠図、構造図、入出力データ、モデル化の考え方など)が当時の法令等に照らして妥当か否かについて第三者機関としての評価を求めたい案件
- ・建築構造上、疑問とされた点に関して、調査・分析・考察された検討の内容が工学的に妥当か否かについて第三者機関としての評価を求めたい案件
- ・建築物の改修工事等で構造躯体に改修が必要となった場合に、構造躯体の改修内容が法令等に照らして妥当か否かについて第三者機関としての評価を求めたい案件

レビューの対象や方法等について、レビューをご検討されるに至った背景等をお伺いしながら、事

前にご相談させていただきます。

なお、昭和56年6月1日施行の建築基準法改正以前の規定に基づいて建築された建築物の耐震診断結果や耐震補強設計につきましては、JSCA耐震診断・補強判定委員会で受け付け、その妥当性を判定いたします。

4. 準備いただく書類

レビューを求める内容に応じて、建築設計図（意匠図）、構造設計概要書、構造設計図及び構造計算書のほか、必要な調査や検査の報告、分析・考察などが記載された検討書を準備していただきます。

5. 実施方法

構造レビューをご希望の方は、所定の申込書により申し込んでください。申込書をもとに構造レビュー委員会が受け付けるか否かを判断します。構造レビューの趣旨・目的等からみて適切でないと判断されるものについてはお引き受けできない場合があります。

受け付けるとしたものについて選任された担当者が、準備いただいた図書を拝見します。担当者は、申込書に記載された構造設計者とのヒアリングにおいて、その構造設計や構造計算の考え方の説明と質疑応答を行い、それら事項を整理していきます。さらに検討が必要と思われる事項があれば再度、ヒアリングを行います。

これらがおおむね終了した時点で、担当者は妥当であるか否か等の判断を示した報告書案を作成し、これを構造レビュー委員会に諮ります。構造レビュー委員会の了承を得たならば、JSCAはレビュー報告書を発行し、あわせて手数料を請求いたします。

6. 所要期間

構造レビューに要する期間は、建築物その他の条件や検討事項の内容により異なりますが、特に期間を要する場合以外は、原則として1ヶ月以内に終了するよう努めます。

7. 費用

構造レビューに関する費用は、1棟につき60万円（消費税別）程度を予定していますが、建築物の規模、構造、形態及び主要検討事項等により異なりますので、個別に見積りし、ご相談のうえ決めさせていただきます。

8. ご了解いただきたい事項

構造レビューは、

- (1) 審査機関として公的な認定を受けたものでないこと
- (2) 建築構造の専門家で構成する第三者による判定であること
- (3) 提出された構造設計図書や報告書・検討書に関してのみ、書面上でチェックできる範囲内で、建築基準法及び施行令等の構造規定上妥当かどうかの判断をするものであること

- (4) 構造レビューを原因として依頼者に損害が発生した場合、責任の原因の如何を問わず、当協会が依頼者に負う損害賠償額は当該構造レビュー費用として依頼者から受領した費用相当額を上限とすること

以上